答 弁 第 三 号昭和四十五年四月二十四日受領

内閣衆質六三第三号

昭和四十五年四月二十四日

内 閣 総 理大臣 佐 藤 榮

作

衆 議 院 議 長 船 田 中 殿

衆議院議員春日一 幸君提出宗教団体 の政治的中立性の確保等に関する再質問に対 別紙答弁

書 を送付する。

(質問の \equiv

衆 議 院 議 員 春 日 幸 君 提 出 宗 教 寸 体 \mathcal{O} 政 治 的 中 立 性 \mathcal{O} 確 保 等 に 関 す る 再 質 問 に 対 す

る答弁書

義 議 は、 をす 趣 お \mathcal{O} 則 に基づく政治上 会 旨 ょ 他 は び 二 政 ることを で \mathcal{O} 宗 治 憲法 あ 公 教 機 つ \mathcal{O} 寸 て、 第二 構 機 さきの答弁書にお 体 を利 ŧ 関 が そ が、 排 + · 条 第 0) 用 れ 除 権 L をこえて、 玉 L 力 て て 権 政 0 項 政 行 7 権 行 権 前 る趣 使 獲 !使を認 を 段 \mathcal{O} ١ ر 得 12 て 旨 宗 獲得することに道を開 場 を ŧ 規 教 面 で 述べ め 定す めることになるもので に あ 寸 ざ 体 お る す る とは ま 7 たとお 政 信 た て、 治 教 は 考 り、 的 宗 え 宗 \mathcal{O} 活 教 教 自 7 動 に 寸 由 政府とし V をすること……… き、 介 体 \mathcal{O} な 入 保 が **,** \ そ し、 あるか (さきの 事 障を実質 ては、 \mathcal{O} 実 結果とし 上 ま ら、 支 た 答 的 配 は 憲 弁 これ す 法 関 な 書 て、 与す の定 は ŧ る のに は 寸 $\underbrace{(2)}_{\circ}$ 憲 宗 宗 体 ることを める政教分離 教 が、 法 教 す Ź ま \mathcal{O} 寸 寸 政教 ため、 た、 体 体 政 排 に 治 が 分 そ 現 主 除 的 離 \mathcal{O} 在 意 活 す 0 玉 原 教 そ \mathcal{O} \mathcal{O} 書 動 る

そ 述 て、 個 状 職 た 玉 す 根 1 は 権 態 に る 本 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} 政 関 精 意 前 7 行 存 就 と が 味 生 治 与 使 述 在 任 神 1 的 す じ で う に に \mathcal{O} 直 \mathcal{O} L たと 活 て お ること 状 5 面 あ \mathcal{O} 反 動 け る に は 態 に 玉 L る ば L 政 \mathcal{O} が 憲 お は て 政 生 を 宗 断 法 1 か ず ŧ, 権 が て り 担 教 じ 由 で は、 獲 るこ 憲 当 て 定 寸 なく、 当 得 法 当 す 許 \Diamond 体 とそ 該 憲 を 該 る さ る が が め、 宗 法 宗 に れ 政 厳 第 ざ、 れ 教 に 教 ま 教 公 るべ 1 <u>二</u> 十 すい た、 禁 寸 寸 た 自 職 分 政 体 体 ることを きことで 体 離 止 \mathcal{O} 治 کے 候 が L \mathcal{O} 前 \mathcal{O} 国 条 教 的 原 7 述 補 第 活 義 政 者 憲 則 1 \mathcal{O} 指 る に を を は 動 ょ 法 に う 担 項 ところで 基 す な が ŧ 12 推 づ に、 が 憲 当することとな 抵 と Ł 薦 7 < る 法 \mathcal{O} し、 触 集 宗 上 す 当 لح لح 事 会、 該 許 る あ 教 解 ま 述 熊 さ さ 的 た べ ŧ が る 玉 結 れ れ 7 現 活 政 は \mathcal{O} か 社 るところ、 な と ら、 を 支 7 出 動 及 を つ 持 担 る 1 す は た とさ . 当 す び 行 が 解 る 前 言 者 な さ た ŧ 述 う等 とは 論 れ 結 宗 n \mathcal{O} ることとな \mathcal{O} 仮 る 状 果 な で 教 宗 り べ 1 態 は 寸 き に、 教 ک な 法 が 体 く と 生 に 律 は れ が ず 介 \mathcal{O} ľ す 0 的 政 5 他 入 た 権 が た に れ L \mathcal{O} \mathcal{O} な 者 し、 ょ を た 者 ば か は 切 く う 5 が が が 獲 \mathcal{O} 前 لح ま 別 な 0 公 得

自

そ

表 現 \mathcal{O} 自 由 を 保 障 し て 1 る 趣 目 に カン W が み、 尊 重 さ れ る べ き ŧ \mathcal{O} لح 解 す る。

三 た、 憲 宗 法 教 で 法 定 人 \Diamond に る 0 政 7 教 て 分 は、 離 \mathcal{O} さき 原 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 答 趣 弁 旨 書 に に 0 お 1 て 1 て は ŧ 述 べ お たと ょ び ここ お り、 述 宗 べ た 教 لح 法 人 お 法 り 第二 で あ 条 ること、 に 規 定 ま す

ることが できることに カゝ λ が み 同 法第 八十一 条)、 さらに、 憲法 第二十 条 第 項 が 集会、 る宗教

寸

体

 \mathcal{O}

目

的

を著

L

く逸

脱

するような場

合に

は

所

定

 \mathcal{O}

手

続

を

経

て、

裁

判

所

が

解

散

を

命

ず

結

社

及

び

言

論

:

そ

(T)

他

切

 \mathcal{O}

表

現

 \mathcal{O}

自

由

を

保

障

L

7

()

る

趣

旨

に

か

 λ

が

み、

宗

教

法

人の

行

なう 政 治 活 動 を 規 制 す る <u>\f</u> 法 措 置 をとることに は 賛 成 L が た 7

兀 宗 教 法 人 を 含 \Diamond 公 益 法 人 等 が そ \mathcal{O} 設 立 さ れ た 目 的 に 即 7 活 動 す る 場 合 に は そ れ に 附 随

て 収 益 事 業 を 行 な わ な 1 限 り、 法 人 税 を 課 税 す ること は 適 当 で な 1 で あ ろう。

え たられ、 ところで、 非 収 宗教 益 事 業 法 とい 人 が わざるをえ お 布 施 等 を な 収 \ \ \ \ 得 す こ の る 行 非収 為 は 益 宗 事 業 教 法 0) 所 人 得 本 を政 来 \mathcal{O} 治 行 活動 為 と不 ま た 口 は 分 政 \mathcal{O} 治 t 献 \mathcal{O} と 金に 考

たが 設 出 課 充当し <u>\f</u> 税 で つて、 目 あ す る 的 た ることとす か 場 を逸脱 これ どう 合 に して を法 か か Ś \mathcal{O} ŋ とき 人 税 7) 判 に るか そ 定 0) が は n んどうか 課 が か 宗 な 税 前 教 対象とする り 口 法 判 困 \mathcal{O} 難 答 人 断することを余儀 0) で 弁 あるとともに、 書 設 か 立 で 否 さ 述 べ ħ かについ た た よう 目 なくされることに 的 て \mathcal{O} に、 を逸 は、 ١ ر 7 ま 脱 なお ず、 L は 課 た 慎 税 具 ŧ 重 当 0 体 なる 一な検 的 としてこれ 局 が な お 討 宗 支 を そ 教 出 要 れ 法 が す が 人 に 目 る あ 的 法 \mathcal{O} る。 人 活 外 ŧ 税 動 \mathcal{O} \mathcal{O} 支 を L が

五 お 機 事 0 事 ** \ 関 ょ び 七 件 7 に ま は、 お た 1 は 警 て、 今 国 察 人 権 に 資 会 0 侵 お 材 犯 予 1 **算** 事 て 情 件とし 委 そ 報 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 会 捜 収 7 査 集 に 立 お に 検 件す 0 討 ** \ とめ て 等 Ź 提 を に 至 て 行 示 さ ****\ な れ るまでの端 るところで 1 た 事 ま た、 案 に あ 関 関 緒 して を る 係 が、 は 玉 は、 会 握 議 L 右 搜 查 7 事 員 7 件 等 な を に 機 \ \ • 関 対 \mathcal{O} ぞ お す き、 ょ る び 脅 人 迫 7 権 ま 事 だ 件 擁 刑 に 護

考え

る。

六

言言

論

出

板、

その

他

切

0

表

現

 \mathcal{O}

自

曲

は、

民主主義社

会

の基本をなす

É

ので

あ

ý,

か

りに

f, ١, われ のない圧迫が 加えられるようなことがあつてならないことは申すまでもないところ

である。 ご 指 摘の事 案に お ١ ر て 権利 侵害 \mathcal{O} 事 実ありとすれ ば、 その被害者につい て は民 事 的 救

要はないと考える。

済の方途があるので、

現在において、

特に現行法令の改正またはあらたな立法措置を講ずる必

右答弁する。